BizSTATION 外為サービス利用規定改定のお知らせ（2026年12月13日改定）

以下の通り、BizSTATION 外為サービス利用規定を改定いたします。

・本改定内容は改定日以降に有効となります。
・現在有効な各利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ（https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html）よりご確認ください。

改定日　　2026年12月13日（日）

■改定内容

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	（2026年12月13日最終改定）	（2026年4月13日最終改定）
2	第９条 被仕向送金サービス	４．SPOT中口入金指図取引 お客さまが１０万米ドル相当額超当行所定の通貨別金額以下の被仕向送金入金指図を、当行所定の時間帯において、相場区分にSPOTを指定して行い、本項第２号にしたがって画面に表示された適用可能な為替相場により被仕向送金を入金処理する取引を「SPOT中口入金指図取引」といいます。「SPOT中口入金指図取引」の通貨および取引の成立については以下の通り定めます。 （１）通貨 SPOT中口入金指図取引において被仕向送金入金指図を行える通貨は当行所定の通貨とします。 （２）取引の成立 お客さまは画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で、適用可能な為替相場を画面に表示します。お客さまが画面に表示された取引内容、為替相場を確認の上、画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で入金の意思表示を行い、この意思表示が当行所定の確認時間内及び相場変動幅内に当行のシステムに到達し、当行のシステムで入金に関わる処理が問題なく完了した時点でSPOT中口入金指図取引が成立したものとします。SPOT中口入金指図取引が成立した場合、当行所定の方法で取引画面上に取引が成立した旨の表示を行いますので、お客さまは取引が成立したことを取引画面上で確認するものとします。確認を行わなかったことにより生じるお客さまの損害については、当行は一切責任を負いません。	４．１０万米ドル相当額超１００万米ドル相当額以下の取引 お客さまが１０万米ドル相当額超１００万米ドル相当額以下の被仕向送金入金指図を、相場区分にSPOTを指定して行う取引（以下「SPOT中口入金指図取引」といいます。）については以下のとおり定めます。 （１）通貨 SPOT中口入金指図取引において被仕向送金入金指図を行える通貨は当行所定の通貨とします。 （２）取引の成立 お客さまは画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で、適用可能な為替相場を画面に表示します。お客さまが画面に表示された取引内容、為替相場を確認の上、画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で入金の意思表示を行い、この意思表示が当行所定の確認時間内及び相場変動幅内に当行のシステムに到達し、当行のシステムで入金に関わる処理が問題なく完了した時点でSPOT中口入金指図取引が成立したものとします。SPOT中口入金指図取引が成立した場合、当行所定の方法で取引画面上に取引が成立した旨の表示を行いますので、お客さまは取引が成立したことを取引画面上で確認するものとします。確認を行わなかったことにより生じるお客さまの損害については、当行は一切責任を負いません。
3	第９条 被仕向送金サービス ５．当行判断による取り扱い	（５）当行が被仕向送金の到着を通知した取引について、当該被仕向送金の到着から2ヵ月以上被仕向送金入金指図の依頼がない場合、当行は送金銀行へ当該被仕向送金に係る資金を返戻させていただくことがあります。	（条項追加）
4	第９条 被仕向送金サービス	（条項削除）	６．複数の入金指図を受付けた場合の取り扱い お客さまが行った被仕向送金入金指図について、別途、同じ被仕向送金に関わる入金指図を当行が受付けている場合、当行は原則として先に受付けた被仕向送金入金指図の内容で入金処理を行うものとします。
5	第９条 被仕向送金サービス	６．公表相場停止時の取り扱い	７．公表相場停止時の取り扱い
6	第９条 被仕向送金サービス	７．被仕向送金入金指図の内容変更・取消	８．被仕向送金入金指図の内容変更・取消
7	第９条 被仕向送金サービス	８．必要書類の提出	９．必要書類の提出
8	第９条 被仕向送金サービス	９．外国送金に不備がある場合の取り扱い	１０．外国送金に不備がある場合の取り扱い
9	第１２条　外貨預金サービス	４．1,０００万米ドル相当額以下の当行市場実勢相場適用取引 お客さまが１，０００万米ドル相当額以下の外貨振替依頼を、相場区分にSPOTを指定して行う取引のうち当行市場実勢相場を適用する取引（以下「市場実勢相場適用SPOT振替取引」といいます。）については、以下の通り定めます。 （１）通貨 市場実勢相場適用SPOT振替取引において外貨振替依頼を行える通貨は当行所定の通貨とします。 （２）取引の成立 お客さまは画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で、適用可能な為替相場を画面に表示します。お客さまが画面に表示された取引内容、為替相場を確認の上、画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で振替の意思表示を行い、この意思表示が当行所定の確認時間内及び相場変動幅内に当行のシステムに到達し、当行のシステムで振替に関わる処理が問題なく完了した時点で市場実勢相場適用SPOT振替取引が成立したものとします。市場実勢相場適用SPOT振替取引が成立した場合、当行所定の方法で取引画面上に取引が成立した旨の表示を行いますので、お客さまは取引が成立したことを取引画面上で確認するものとします。確認を行わなかったことにより生じるお客さまの損害については、当行は一切責任を負いません。	４．1,０００万米ドル相当額以下の当行市場実勢相場適用取引 お客さまが１，０００万米ドル相当額以下の外貨振替依頼を、相場区分にSPOTを指定して行う取引のうち当行市場実勢相場を適用する取引（以下「市場実勢相場適用SPOT振替取引」といいます。）については、以下のとおり定めます。 （１）通貨 市場実勢相場適用SPOT振替取引において外貨振替依頼を行える通貨は当行所定の通貨とします。 （２）取引の成立 お客さまは画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で、適用可能な為替相場を画面に表示します。お客さまが画面に表示された取引内容、為替相場を確認の上、画面上のボタンのクリックなど当行の指定する方法で振替の意思表示を行い、この意思表示が当行所定の確認時間内及び相場変動幅内に当行のシステムに到達し、当行のシステムで振替に関わる処理が問題なく完了した時点で市場実勢相場適用SPOT振替取引が成立したものとします。市場実勢相場適用SPOT振替取引が成立した場合、当行所定の方法で取引画面上に取引が成立した旨の表示を行いますので、お客さまは取引が成立したことを取引画面上で確認するものとします。確認を行わなかったことにより生じるお客さまの損害については、当行は一切責任を負いません。